

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・平成20年9月号～



★ 海外の投資話に注意！！（北九州市消費生活センター）

（相談事例）

1年前、S共和国の会社に投資すると、短期間で20万円が300万円になると甥から勧められ、20万円を投資しました。さらに人を紹介すると、ポジションが上がり、配当がつくという説明を受けましたが、紹介はしていません。現地からエアメールでカードが届いたことから、実存する会社だと信用していましたが、最近、日本の代理店が倒産し、連絡がつかなくなりました。解約したいのですが。（60歳代 女性）

（事例処理）

最近、海外法人投資に関する相談が多く寄せられています。ご相談の場合は、人を紹介するとポジションが上がるといわれていることから、ねずみ講の疑いがあります。ねずみ講は「無限連鎖講の防止に関する法律」により、開設、運営、加入、勧誘の一切が禁止されており、国内だけでなく、海外のものでも国内で加入すれば違法です。

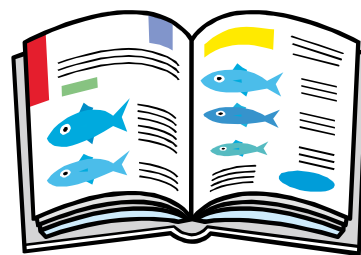
センターから相談者にねずみ講について情報提供するとともに解約手続きについては、センターで行っている法律相談を受けるよう勧めました。弁護士の見解を尋ねたところ、「資金を集めただけで運用していない、詐欺である可能性が高い。日本の代理店が法人登記していれば代表者に解約を求めることはできるが、既に逃亡のおそれがあり、民事的解決は難しい。警察に被害届けを出すように。」とのことでした。

（アドバイス）

家族や親戚など身近な人から有利な投資話を勧められると、信用しがちですが、世の中にうまい話はありません。その人も被害に遭っていて気がついていないのです。投資しようとする法人や事業の実態が確認できない場合は、契約するのはやめましょう。

詳しいことは、消費生活センターへお問い合わせ下さい。

★ 写真集などを送りつけるトラブル (久留米市消費生活センター)



(相談事例)

高齢の義父は、突然知らない業者から「写真集を送るので見て欲しい」と電話がかかり、断るつもりで「いいです。」と答え、電話を切りました。数日後に高額な写真集が業者から届き、その処理に困っています。不要な商品なので、すぐ返品したいのですが。

(事例処理)

業者に連絡すると、「商品が気に入れば購入してもらっている。必要がなければ返送を」との回答を得たため、業者負担の着払いで返送し解決しました。相談事例は、契約の合意があったとは言えませんが、後日のトラブル防止のために、ハガキでクーリングオフの意思を伝えるように助言しました。

(アドバイス)

契約した覚えのない商品を勝手に送りつけ、返品などの意思を明確に示さなければ、購入したものとみなして商品の代金を請求する悪質商法を、送りつけ商法と言います。

最近、業者が入手した個人名簿から無作為に電話を掛け、承諾を得たかのようにして商品を送りつける手口が増えています。

不審な電話の場合は、「結構です」「いいです」と言った曖昧な返事はせず、「必要ありません」と購入の意思がないことを相手に明確に伝え、手短かに電話を切ることが大切です。

様々な業者からかかってくる勧誘電話を止めることは困難ですが、発信電話番号通知サービスや留守番電話の機能を使い、相手を確認してから電話に出るなど自衛手段をとりましょう。

電話勧誘販売でトラブルにあった場合、指定商品・役務であれば契約書面受領から8日以内であればクーリングオフや、その他の場合でも解約できることもあるので、早めに消費生活センターに相談してください。

困ったときは気軽にご相談下さい。～ 各消費生活センターの相談窓口

福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)

久留米市 0942-30-7700

飯塚市 0948-22-0857

宗像市 0940-33-5454